

7.3. 各種健康診断・がん検診

担当課：健康づくり課 健康推進係

■目的及び概要

疾病の早期発見と早期治療、生活習慣病の予防による壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を図るため、健診を実施するもの

■対象者

- (1) 特定健診
40～74歳の宇土市国民健康保険被保険者
- (2) 高齢者健診
後期高齢者医療保険被保険者
- (3) 若年者健診
30～39歳の宇土市国民健康保険被保険者
- (4) 人間ドック
宇土市国民健康保険被保険者の節目年齢（40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳）
- (5) 各種がん検診・腹部超音波検診
18歳以上（学生を除く。）
- (6) 骨粗鬆症検診
18歳以上の女性
- (7) 結核検診
65歳以上

■助成金額

宇土市保健センター等を会場とする集団健診及び医療機関等における施設健診の実施と受診料金の助成

■申請時期

随时受付

■根拠法令等

健康増進法
高齢者の医療の確保に関する法律
感染症予防法

74. 若年がん患者在宅療養生活支援事業補助金

担当課：健康づくり課 健康推進係



■目的及び概要

がんで在宅療養する 40 歳未満の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送れるよう利用するサービス費用の一部を補助するもの。

■補助対象となる方

次の要件を全て満たす方

- (1) 申請時点に宇土市内に居住し、宇土市の住民基本台帳に記録されている方
- (2) 一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと医師が判断したがん患者の方
- (3) 対象サービス利用時に 18 歳以上 40 歳未満の方（18 歳又は 19 歳で、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている方を除く。）
- (4) 他の法令等に基づく同種の助成等（他自治体での助成等を含む。）を受けていない方
- (5) 市税等の滞納がない方

■補助対象サービスと補助額

令和 6 年 11 月 21 日以降に申請し、利用承認後に利用した下記のサービス

（他の制度の給付対象となるサービスを除く。）

補助対象となるサービス	補助額
1 訪問介護	1 から 4 のサービス利用料の合計額（1か月あたり）の 9 割を助成
2 訪問入浴介護	
3 福祉用具貸与（車いす、歩行器、電動ベッドなど）	※上限は 6 万円 ※4 は 1 回限り
4 福祉用具購入（腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽など）	

■申請時期

随时受付

■根拠法令等

宇土市若年がん患者在宅療養生活支援事業補助金交付要綱

75. がん患者アピアランスケア推進事業補助金

担当課：健康づくり課 健康推進係



■目的及び概要

がん治療によるアピアランス（外見）の変化を補完するウィッグや乳房補正具等の購入費用を助成することで、QOL（生活の質）の向上を図り、治療と社会参加の両立を応援するもの。

■補助対象となる方

次の要件を全て満たす方

- (1) 申請時点に宇土市内に居住し、宇土市の住民基本台帳に記録されている方
- (2) がんと診断され、がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等）を受けた方又は現に受けている方
- (3) 他の法令等に基づく同種の助成等（他自治体での助成等を含みます。）を受けていない方
- (4) 市税等の滞納がない方

■補助対象となる用具

がん治療に起因する脱毛又は外科的治療等により購入した下記の用具

（令和6年4月1日以降に購入したものに限る）

区分	補助対象となる用具
ウィッグ等	ウィッグ（医療用、医療用以外を問わない。）、装着用ネット、毛付き帽子など
乳房補正具等	補整パッド、補整下着、専用入浴着、人工乳房（エピテーゼ）など

※ 補助対象者1人につき各区分1回限り対象となります。

※ 付属品及びケア用品（クリーナー、ブラシ、シャンプー、リンス、スタンド、商品を保管する容器等）の購入費、購入のための送料及び交通費、代金決済手数料、申請に必要な証明書等に係る費用やサイズ調整、カット及びセットに係る費用は対象外です。

■補助額

補助対象用具購入費用の半額（1区分につき上限20,000円）

■申請時期

随時受付（用具を購入した日の翌日から1年以内に申請してください。）

■根拠法令等

宇土市がん患者アピアランスケア推進事業補助金交付要綱

76. 熊本健康アプリ「もっと健康！げんき！アップくまもと」

担当課：健康づくり課 健康推進係



■目的及び概要

スマートフォン専用アプリ「もっと健康！げんき！アップくまもと」を活用して、日常のウォーキングや健診受診など健康づくりに繋がる活動に対しポイント付与を行うことにより、無理せず楽しみながら生活習慣の改善につながる環境を構築し、市民の健康状態の改善及び健康寿命の延伸を図ることを目的としているもの。令和3年（2021年）4月1日より、熊本連携中枢都市圏事業として、14の市町村で共同運用を開始し、令和7年（2025年）4月からは23市町村による共同運用に拡大している。

■対象者

次のいずれかに該当するもの

- (1) 満18歳以上
- (2) 実施市町村に居住または通勤通学する者

《実施市町村》熊本市・玉名市・山鹿市・菊池市・宇土市・宇城市・阿蘇市・美里町・玉東町・大津町・高森町・西原村・南阿蘇村・御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町・天草市・苓北町・南関町・和水町・球磨村

■支援内容

熊本健康アプリ「もっと健康！げんき！アップくまもと」は、「歩く」「検診を受ける」などの日々の健康づくり活動をポイントとして貯めて、協力店で特典を受けたり、賞品応募ができるアプリ。貯まったポイント数で応募できる商品が変わる。

(1) ポイント付与条件

- ・毎日ポイント：歩数及び健康に関する記録、アプリ起動に対してポイントを付与
- ・健診等ポイント：特定健診、がん検診、歯科健診、献血の受診に対してポイントを付与
- ・ミッションポイント：健康イベント等に参加し、二次元コード読み取りによりポイント付与

(2) 上半期抽選会

実施市町村にお住いの18歳以上の方で、健康ポイントを500ポイント以上獲得している方は上半期抽選会に応募できる。

(3) 年度末抽選会

「げんき！アップカード」獲得者で実施市町村に在住する18歳以上の方は年度末抽選会に応募できる。「げんき！アップカード」は獲得したポイント数に応じてカードのランクが変わる。カードランクによって応募できる賞品も変わる。

(4) 職場対抗戦・なかよし対抗戦

チームを組み、チーム一人あたりの平均歩数で争う対抗戦。参加者全員にポイントが付与される。

■根拠法令等

健康増進法